

お客さまとの取引における現金等取扱いに関する規定

1. (適用範囲等)

- (1) この規定は、当金庫におけるお客さまとの各種預金その他全ての取引（各々以下「本件取引」といいます。）について適用されます。
- (2) この規定は、本件取引に関する各規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに、原規定と一体として取り扱われるものとし、この規定に定めがある事項は、この規定の定めが優先して適用され、この規定に定めがない事項については原規定が適用されるものとします。

2. (預金の預入)

- (1) 当金庫の支店の内、当金庫が選定した店舗（以下「キャッシュレス店舗」といいます。）においては各種預金への現金によるお預入れはできません。また、キャッシュレス店舗においては手形、小切手、配当金領収書その他の証券（以下「証券類」といいます。）の受入れは、致しません。
- (2) 当金庫キャッシュレス店舗窓口での預金のお預入れは、以下のいずれかの方法により取扱います。①当金庫本支店の本人または第三者名義の口座からの振替 ②他行本人または第三者名義の口座からの振込

3. (預金の払戻し)

- (1) 当金庫キャッシュレス店舗窓口での各種預金の元利金については、現金による払戻しはできません。
- (2) 当金庫キャッシュレス店舗窓口での各種預金の元利金の払戻しについては、以下のいずれかの方法により取扱います。①当金庫キャッシュレス店舗の本人または第三者名義の口座への振替 ②他行本人または第三者名義の口座への振込

4. (預金以外の取引に係る現金、証券類等の取扱い)

当金庫キャッシュレス店舗窓口での預金以外の本件取引についても、現金および証券類は、取扱いません。

5. (規定の変更等)

当金庫は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。この場合、当金庫は、変更内容を当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当金庫ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。

以上

制定日：2025年10月6日

付則

制定日におけるキャッシュレス店舗は以下の支店とします。

商工組合中央金庫 熊谷支店